横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等に関する規則及び横浜市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

１　趣旨

　　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることを受け、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和33年10月横浜市規則第56号）等の一部を改正します。

２　改正の概要

　(1) 様式中「懲役」及び「禁錮」を引用している箇所について、これらを「拘禁刑」に改めます（２(1)(3)(4)）。また、これに伴い必要な経過措置を設けます。

　(2) その他文言の整理

３　公布日

　　令和７年５月23日発行の横浜市報に登載して公布します。

４　施行日

令和７年６月１日（改正法の施行日と同日）